

令和3年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年相楽郡広域事務組合条例第27号)第4条第1項の規定に基づき、令和3年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和3年4月20日

相楽郡広域事務組合
代表理事 杉浦 正省

1 計画処理区域と計画処理人口

(1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

(2) 計画処理人口

市町村名		区分					合 計
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	
行政区域内人口		人 77,936	人 1,284	人 3,570	人 39,355	人 2,274	人 124,420
非水洗化人口		1,721	584	1,151	260	138	3,854
内 訳	計画収集人口	1,715	579	1,151	256	131	3,833
	自家処理人口	6	5	0	3	7	21
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		1,718	220	99	516	99	2,653
水洗化人口		74,496	480	2,320	38,579	2,037	117,912
水洗化人口 内訳	下水道人口	69,974	0	1,810	38,484	0	110,268
	コミュニティ プラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 (合併浄化槽)	4,522	480	510	95	2,037	7,644

(注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類	計画処理量 (kℓ /年)					
	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	1,584	640	769	200	156	3,350
浄化槽汚泥	4,737	545	569	537	835	7,223
合計	6,321	1,186	1,338	737	991	10,573

注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

3 一般廃棄物の処理主体

	収集・運搬	中間処理	中間処理及び最終処分		
		し尿処理施設	乾燥・肥料化処分	焼却処分	堆肥化処分
し尿	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	(脱水汚泥) 三重中央開発株式会社	(し渣) 三重中央開発株式会社	(清掃汚泥) 八光海運株式会社
	委託	藤クリーンサービス山城			
		(株)相楽清掃			
		(有)フシミ			
		相楽商事			
		大和清掃			
託	相楽郡広域事務組合 大谷処理場				
浄化槽汚泥	藤クリーンサービス山城	三重リサイクルセンター	三重リサイクルセンター	し尿処理施設	
	許可				(株)相楽清掃
					(有)フシミ
					相楽商事
					大和清掃
					城南衛生(株)
					平安衛生開発(株)

4 処理計画

	収 集・運 搬		中間処理 (し尿処理施設)		中間処理及び最終処分										
	収集区域	収集量	処理主体 及び施設	処理 量	処理 施設	脱 水 汚 泥	処 分 方 法	処理 施設	し 渣	処 分 方 法	処理 施設	清 掃 汚 泥	処 分 方 法		
し 尿	木津川市	1,584	相楽郡広域 事務組合	1,584	三重 リサイ クルセ ンター	90	乾 燥・ 肥料 化	三重 リサイ クルセ ンター	9	焼 却	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	15	低 希 釈 二 段 活 性 汚 泥 法 + 高 度 処 理		
	笠置町	640		640								36		4	6
	和束町	769		769								44		4	7
	精華町	200		200								11		1	2
	南山城村	156	相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 54.1kℓ /日	156								9		1	2
	合 計	3,350		3,350								190		19	32
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	4,737	相楽郡広域 事務組合	4,737	三重 リサイ クルセ ンター	269	乾 燥・ 肥料 化	三重 リサイ クルセ ンター	27	焼 却	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	45	低 希 釈 二 段 活 性 汚 泥 法 + 高 度 処 理		
	笠置町	545		545								31		3	5
	和束町	569		569								32		3	5
	精華町	537		537								31		3	5
	南山城村	835	相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 54.1kℓ /日	835								47		5	8
	合 計	7,223		7,223								410		41	68
合 計	木津川市	6,321	相楽郡広域 事務組合	6,321	三重 リサイ クルセ ンター	359	乾 燥・ 肥料 化	三重 リサイ クルセ ンター	36	焼 却	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	60	低 希 釈 二 段 活 性 汚 泥 法 + 高 度 処 理		
	笠置町	1,186		1,186								67		7	11
	和束町	1,338		1,338								76		7	12
	精華町	737		737								42		4	7
	南山城村	991	相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 54.1kℓ /日	991								56		6	10
	合 計	10,573		10,573								600		60	100

5 収集・運搬の概要

	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	
し尿	相楽郡広域事務組合		回/月	各戸収集	
	委	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		原則として月1回収集
		(株)相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
	託	(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
		大和清掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄化槽汚泥		木津川市及び相楽郡	回/年	各戸収集	
許可	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市及び相楽郡	1		
	(株)相楽清掃：上田雅幸	〃			
	(有)フシミ：西田昇二	〃			
	相楽商事：小山伸一	〃			
	大和清掃：竹田浩子	〃			
	城南衛生㈱：津路昭彦	〃			
平安衛生開発㈱：中川将子	〃				

6 中間処理施設（し尿処理施設）の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	54.1kℓ /日/4.4日/週（34 kℓ /日、7日/週換算）
処理量	34kℓ /日

7 脱水汚泥処分施設の概要

施設名称	三重リサイクルセンター
処分委託業者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
処理方式	乾燥・肥料化
処理能力	乾燥100 t /日、炭化22.488 t /日
処理量	乾燥・肥料化：600 t /年

8 し渣処分施設の概要

施設名称	三重リサイクルセンター
処分委託業者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

処 理 方 式	焼却
処 理 能 力	焼却：604 t / 日
処 理 量	焼却：60 t / 年

9 清掃汚泥処分施設の概要

施 設 名 称	八光海運株式会社し尿処理施設
処 分 委 託 業 者	八光海運株式会社
所 在 地	兵庫県養父市八鹿町下網場 610 番の 5
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処 理 能 力	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：50 t / 日
処 理 量	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：100 t / 年

10 住民に対する広報・啓発活動

各市町村広報誌及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。